

相続登記の義務化について

令和5年12月1日

令和6年度4月1日から法改正により日本国内において、相続登記の申請が義務化されます。本措置は、日本国外に居住されている方も対象となりますので、ご注意ください。

○ 詳細は以下の法務省ウェブサイトをご確認ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html

- ・ 相続登記の申請は、不動産を管轄する日本国内の法務局に対し、書面（窓口・郵送）やオンラインで行います。
- ・ 相続登記の手続案内は、オンライン（予約制）で対象不動産の所在地を管轄する法務局で行っています（法務局手続き案内予約サービス）。

<相続登記の義務化について パンフレット>

<https://www.moj.go.jp/content/001401141.pdf>

○ 相続登記に関する問い合わせ先等

<法務局手続き案内予約サービス>

相続登記の手続きについて、法務局の案内を受けたい方はこちら

https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/top/portal_initDisplay.action

<法務局ホームページ>

管轄法務局（登記の申請先）を探したい方はこちら

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html

<日本司法書士連合会>

登記の専門家である司法書士に相談したい方はこちら

https://www.shiho-shoshi.or.jp/inheritance_lp